

第23条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、次の事項を議決する。

1. 事業計画、収支予算を定めること。
2. 事業報告、収支決算を認定すること。
3. その他会長が必要と認めたこと。

(種類及び開催)

第24条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は、毎年2回開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
 - (3) 監事から財産の状況及び業務の執行の監査結果にもとづき招集の請求があったとき。

(招 集)

第25条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長は前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。
4. 理事会には、顧問も出席し意見を述べることができる。この場合において議決権は有しない。

(議 長)

第26条 理事会の議長は、会長が当たる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為で別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議